

改正

平成30年3月30日規程第1号

善通寺市小売商業近代化資金融資規程

(目的)

第1条 この規程は、善通寺市内（以下「市内」という。）の小売業者が近隣市町の大型店進出等による流出購買力を確保するために行う店舗の新築、増改築及び改装に要する資金を融資することにより、商業経営の近代化を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 保証協会 香川県信用保証協会をいう。
- (2) 指定金融機関 保証協会と信用保証に関し特約した金融機関で、市長の指定するものをいう。

(資金の預託)

第3条 この規程の目的を達成するため、善通寺市（以下「市」という。）は、保証協会に対し予算に定めるところにより原資を預託し、保証協会は指定金融機関にこれを再預託するものとする。

(指定金融機関の職責)

第4条 指定金融機関は、保証協会が預託する前条預託金の5倍の額の融資枠を設定しなければならない。

- 2 預託金及び融資に関する具体的契約は、この規程の目的に反しない限り市長と指定金融機関の間において、これを行うことができるものとする。
- 3 指定金融機関は、第10条により決定した者に遅滞なく融資し、所定の様式（第1号様式）による報告書を市長に提出するものとする。

(信用保証)

第5条 融資については、すべて保証協会の信用保証に付さなければならない。

(融資の用途等)

第6条 融資金の用途、限度額、融資期間、償還の方法及び融資利率は、次のとおりとする。

区分	小売商業近代化資金融資
融資の用途	店舗の新築、増改築及び改装
融資限度額	250万円を超え700万円以内
融資期間	据置期間2月以内を含み98月以内
償還の方法	(1) 元金均等月賦償還 (2) 市長が、必要と認めるときは、償還期間を短縮することができる。
融資利率	年7.5パーセント以内

(融資の対象)

第7条 融資を受けようとする者は、次の各号のすべてに該当するものでなければならない。

- (1) 市内に1年以上住所を有し、かつ、小売商業を営み店舗を有する者
- (2) 市税を完納している者
- 2 被融資者が債務を完済しない場合は、いかなる理由があっても再融資は行わない。
- 3 融資対象者は、別表に該当する者で常時使用する従業員の数が10人以下のものをいう。ただし、法人にあっては資本金又は出資金が1,000万円以下のものに限る。

(融資の申込み)

第8条 融資を受けようとする者は、小売商業近代化資金融資申込書（第2号様式）に定める関係書類を添付し、市長に提出するものとする。

- 2 融資申込みは、1法人又は1世帯につき1口に限る。

(債務の連帯責任)

第9条 融資を受けた元金及びその利息は、借入者及び連帯保証人の連帯責任により弁済するものと

する。

(融資の決定)

第10条 市長は、第8条の規定による申込みを受けたときは、その内容を審査し、適当と認める者について、速やかに保証協会及び指定金融機関に關係書類を送付するものとする。

2 市長は、保証協会の信用保証承諾書及び指定金融機関の融資調書に基づき、この規程による融資の可否を決定し、その旨を遅滞なく融資決定通知書(第3号様式)により申込者に通知するものとする。

(担保及び連帯保証人)

第11条 担保及び連帯保証人は、指定金融機関及び保証協会の定めるところとする。

(奨励金)

第12条 被融資者が返済金を定められた期限内に完済した場合は、融資に伴う保証料の額を限度として奨励金を交付する。

2 奨励金の交付を受けようとする者は、交付申請書(第4号様式)及び保証料証明書(第5号様式)を、市長に提出しなければならない。

(委任)

第13条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は、市長が定める。